

令和7年度第2期（9月～3月開講分）委託訓練業務応募要項

山口県立東部高等産業技術学校又は山口県立西部高等産業技術学校が、民間教育訓練機関に業務を委託して実施する「委託訓練」の受託事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集します。

第1 業務の概要

1 業務名

令和7年度第2期（9月～3月開講分）委託訓練業務

2 業務内容

下表（訓練コース一覧）のとおり実施する。

コース番号	訓練コースの種別	分野	地域	開始時期	業務内容
A2-1	知識等習得（6カ月）	介護福祉士実務者研修	周南	9月中旬	別添 仕様書1
A2-2	知識等習得（6カ月）	一般事務＋WEB	周南	1月上旬	
A2-3	知識等習得（6カ月）	介護福祉士実務者研修	周南	3月上旬	
A2-4	知識等習得（6カ月）	介護福祉士実務者研修	防府	11月下旬	
A2-5	知識等習得（6カ月）	OA 経理	宇部	1月中旬	
A2-6	知識等習得（6カ月）	介護福祉士実務者研修	下関	1月下旬	
B2-1	知識等習得（5カ月）	経理事務	山口	9月中旬	
B2-2	知識等習得（5カ月）	一般事務＋IT活用力	山口	3月中旬	
B2-3	知識等習得（5カ月）	一般事務＋IT活用力	下関	10月上旬	
C2-1	知識等習得（4カ月）	経理事務＋FP	周南	11月中旬	
C2-2	知識等習得（4カ月）	医療・調剤事務	宇部	11月上旬	
D2-1	知識等習得（3カ月）	介護実務	岩国	12月中旬	
D2-3	知識等習得（3カ月）	医療事務	柳井	3月中旬	
E2-1	知識等習得（託児サービス付き訓練4カ月）	医療・調剤事務	岩国	11月下旬	別添仕様書2
F2-1	知識等習得（託児サービス付き訓練3カ月）	一般事務	岩国	9月中旬	
F2-2	知識等習得（託児サービス付き訓練3カ月）	医療事務	周南	9月下旬	
F2-3	知識等習得（託児サービス付き訓練3カ月）	一般事務＋SNS	宇部	10月上旬	
G2-1	委託訓練活用型デュアルシステム（6カ月）	経理事務	岩国	1月上旬	別添仕様書3
H2-1	委託訓練活用型デュアルシステム（4カ月）	一般事務	下松	2月下旬	
H2-2	委託訓練活用型デュアルシステム（4カ月）	医療事務	山口	12月中旬	

H 2 - 3	委託訓練活用型デュアルシステム（4カ月）	介護実務	宇部	9月下旬	別添仕様書3
H 2 - 4	委託訓練活用型デュアルシステム（4カ月）	医療事務	下関	2月下旬	
I 2 - 1	企業魅力体験プログラム（4カ月）	一般事務	防府	10月下旬	別添仕様書4
J 2 - 1	大型自動車一種運転業務従事者育成	運転業務	全県	9月～12月中旬	別添仕様書5
K 2 - 1	託児付短時間訓練（3カ月）	託児付短時間訓練	東部	9月上旬	別添仕様書6
K 2 - 2	託児付短時間訓練（3カ月）	託児付短時間訓練	西部	9月上旬	
L 2 - 1	eラーニング（2～3カ月）	簿記	西部	10月中旬	別添仕様書7
L 2 - 2	eラーニング（デジタル分野特例（4カ月））	IT 資格取得	周南	9月上旬	
L 2 - 3	eラーニング（2～3カ月）	簿記＋秘書検定又はFP	西部	9月～3月中旬	
M 2 - 1	知識等習得（託児サービス付き訓練2～3カ月）〔短時間訓練〕	一般事務	光	12月中旬	別添仕様書2
N 2 - 1	知識等習得（2～3カ月）〔短時間訓練〕	一般事務	下関	12月中旬	別添仕様書1
O 2 - 1	高齢求職者スキルアップ・スキルチェンジ	一般事務(PC基礎)	岩国	2月中旬	別添仕様書8

第2 参加資格及び参加手続等

公告のとおり。参加表明書及び質問書については、別記様式1及び2を使用すること。

第3 企画提案書の作成及び提出

第1の2で示す各訓練コースの仕様書に基づいて企画提案書を作成すること。企画提案書の作成に当たっては、各仕様書添付の様式に記載している注意事項にも留意すること。

1 企画提案書として提出する書類

事業計画書及び受託金額算定票を、各仕様書ごとに定める様式を用いて訓練コースごとに作成し、指定された参考資料を添付して提出すること。

2 提出方法

(1) 提出部数

- 2部（正本1部、副本1部）
 - ・電子データ（電磁的記録媒体）の提出は不要
 - ・添付資料（参考資料）は別冊にして、2部提出すること。

※訓練実施場所が全県を実施区域とする訓練コースにかかるものは次によること。

- 3部（正本1部、副本2部）
 - ・電子データ（電磁的記録媒体）の提出は不要
 - ・添付資料（参考資料）は別冊にして、3部提出すること。

(2) 調製方法

各訓練コースごとに企画提案書を1部ずつ、事業計画書の1ページ目を一番上にして、ホッチキス、クリップ又は綴りひもで綴じること。

※ファイルに綴じないで提出すること。また、表紙、目次等は付けないこと。

第4 審査の方法

1 審査方針

企画提案書の審査は、各訓練コースの訓練実施場所に応じ、山口県産業労働部産業人材課、労働政策課及び高等産業技術学校の職員で組織する「プロポーザル審査会」が行う。

プロポーザル審査会は、2に掲げる審査基準に基づき、提出された企画提案書を審査し、各訓練コースにつき最も優秀な提案を採択する。ただし、公告2(5)アに該当しない者その他必要と認める者については、個別にヒアリングを実施する場合がある。

2 審査基準

審査項目及び配点は別表1～8のとおり。審査において60%を超える合計点を得た者のうち、最も合計点の高い者を選定する。なお、応募者が1者であっても審査は実施する。

3 審査結果

審査結果については、6月上旬を目途に、すべての応募者に通知する。

第5 契約手続

提案が採択された者と県契約担当者が協議し、協議が整った場合に契約を締結する。契約に当たっては、企画提案された内容によることを基本とするが、内容を変更して契約する場合がある。

第6 注意事項

- (1) 書類の作成その他、企画提案に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 1つの訓練コースについて、同一の事業者が複数の企画提案を行うことはできない。
- (3) この手続に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることになった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。
- (4) 県は、予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、計画を変更又は中止することがある。

第7 問い合わせ先

1 2に定める訓練コース以外に係る問合せ

産業人材課 担当：了正

〒753-8501 山口市滝町1番1号

Tel:083-933-3234 Fax:083-933-3229 E-mail : a13100@pref.yamaguchi.lg.jp

2 知識等習得コース（託児サービス付き訓練）に係る問合せ

労働政策課働き方改革推進班 担当：藤原

Tel:083-933-3221

別表 1

審査基準(知識等習得コース(6, 5, 4, 3カ月), 短時間訓練コース)

審査項目	配点	審 査 事 項
基本的事項	10	・就職のための実践的な職業能力を開発する職業訓練と就職支援を行うという事業の目的が理解されているか。 ・企業の人材ニーズや求職者の訓練ニーズを的確に反映する工夫があるか。
管理運営体制	10	・適切な指導や就職支援のために必要な人員を配置・確保できているか。 ・専任の管理運営責任者がいるか。 ・高等産業技術学校や公共職業安定所等の関係機関との連携ができる体制であるか。 ・職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定を受けているか。
訓練環境	15	・訓練を適切に行うことができる施設が確保されているか。 ・パソコン等の訓練設備は十分確保されているか。 ・訓練生の安全衛生に十分配慮されているか。 ・オンライン訓練の実施が可能か。
訓練内容	25	・適切な訓練目標、仕上がり像、就職先、取得目標資格が設定されているか。 ・訓練職種に係る基礎的な知識や技能・技術、ビジネスマナー等を効果的に習得できる内容か。 ・知識や技能・技術等を効果的に高められる実践的な訓練内容であるか。
職業意識の涵養・基礎能力の養成等	10	・仕事や職場の実際、労働条件等の当該職種が置かれている環境、企業が求める人材像が理解できるよう工夫されているか。 ・訓練の受講意欲を喚起させる工夫がなされているか。
就職支援	25	・就職支援に必要な人員配置・体制が確保されているか。 ・希望に応じた求人情報の収集・提供や就職の相談が適切に実施できる体制か。 ・就職支援の方針が立てられ、それに沿った就職支援内容が計画されているか。 ・ジョブ・カードを活用したキャリアカウンセリング実施体制が整備されているか。 ・訓練終了後、未就職者に対して、求人情報提供や就職相談等の支援が適切に行えるか。
事業実績等	5	・過去の実績から、確実に就職に結びつく訓練や就職支援の業務が実施できるノウハウがあるか。
合 計	100	

別表 2

審査基準(知識等習得コース(託児サービス付き訓練4,3ヵ月),短時間訓練コース(託児サービス付き訓練))

審査項目	配点	審査事項
基本的事項	10	・就職のための実践的な職業能力を開発する職業訓練と就職支援を行うという事業の目的が理解されているか。 ・企業の人材ニーズや求職者の訓練ニーズを的確に反映する工夫があるか。
管理運営体制	10	・適切な指導や就職支援のために必要な人員を配置・確保できているか。 ・専任の管理運営の責任者がいるか。 ・高等産業技術学校や公共職業安定所等の関係機関との連携できる体制であるか。 ・職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定を受けているか。
訓練環境	15	・訓練を適切に行うことができる施設が確保されているか。 ・パソコン等の訓練設備は十分確保されているか。 ・訓練生の安全衛生に十分配慮されているか。 ・オンライン訓練の実施が可能か。
訓練内容	20	・適切な訓練目標、仕上がり像、就職先、取得目標資格が設定されているか。 ・訓練職種に係る基礎的な知識や技能・技術、ビジネスマナー等を効果的に習得できる内容か。 ・知識や技能・技術等を効果的に高められる実践的な訓練内容であるか。
職業意識の涵養・基礎能力の養成等	10	・仕事や職場の実際、労働条件等の当該職種が置かれている環境、企業が求める人材像が理解できるよう工夫されているか。 ・訓練の受講意欲を喚起させる工夫がなされているか。
就職支援	20	・就職支援に必要な人員配置・体制が確保されているか。 ・希望に応じた求人情報の収集・提供や就職の相談が適切に実施できる体制か。 ・就職支援の方針が立てられ、それに沿った就職支援内容が計画されているか。 ・ジョブ・カードを活用したキャリアカウンセリング実施体制が整備されているか。 ・訓練終了後、未就職者に対して、求人情報提供や就職相談等の支援が適切に行えるか。
託児サービス	10	・託児サービスの提供に必要な施設や運営体制が確保されているか。
事業実績等	5	・過去の実績から、確実に就職に結びつく訓練や就職支援の業務が実施できるノウハウがあるか。
合 計	100	

別表 3

審査基準(委託訓練活用型デュアルシステム訓練(6,4カ月))

審査項目	配点	審 査 事 項
基本的事項	10	・就職のための実践的な職業能力を開発する職業訓練と就職支援を行うという事業の目的が理解されているか。 ・企業の人材ニーズや求職者の訓練ニーズを的確に反映する工夫があるか。
管理運営体制	10	・適切な指導や就職支援のために必要な人員を配置・確保できているか。 ・専任の管理運営責任者がいるか。 ・高等産業技術学校や公共職業安定所等の関係機関との連携ができる体制であるか。 ・職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定を受けているか。
訓練環境	15	・訓練を適切に行うことができる施設が確保されているか。 ・パソコン等の訓練設備は十分確保されているか。 ・訓練生の安全衛生に十分配慮されているか。 ・オンライン訓練の実施が可能か。
訓練内容	15	・適切な訓練目標、仕上がり像、就職先、取得目標資格が設定されているか。 ・訓練職種に係る基礎的な知識や技能・技術、ビジネスマナー等を効果的に習得できる内容か。 ・知識や技能・技術等を効果的に高められる実践的な訓練内容であるか。
訓練導入講習	10	・仕事や職場の実際、労働条件等の当該職種が置かれている環境、企業が求める人材像が理解できるよう工夫されているか。 ・訓練の受講意欲を喚起させる工夫がなされているか。
企業実習	20	・職業能力開発で習得した知識や技能・技術等の習熟度を効果的に高められる実践的な実習内容であるか。 ・仕事や職場の実際や現実が体感できる工夫があるか。
就職支援	15	・就職支援に必要な人員配置・体制が確保されているか。 ・希望に応じた求人情報の収集・提供や就職の相談が適切に実施できる体制か。 ・就職支援の方針が立てられ、それに沿った就職支援内容が計画されているか。 ・山口しごとセンターのキャリアカウンセラーや高等産業技術学校と連携できる体制になっているか。 ・訓練終了後、未就職者に対して、求人情報提供や就職相談等の支援が適切に行えるか。
事業実績等	5	・過去の実績から、確実に就職に結びつく訓練や就職支援の業務が実施できるノウハウがあるか。
合 計	100	

別表 4

審査基準(企業魅力体験プログラム(4カ月))

審査項目	配点	審査事項
基本的事項	10	・就職のための実践的な職業能力を開発する職業訓練と就職支援を行うという事業の目的が理解されているか。 ・企業の人材ニーズや求職者の訓練ニーズを的確に反映する工夫があるか。
管理運営体制	5	・適切な指導や就職支援のために必要な人員を配置・確保できているか。 ・専任の管理運営責任者がいるか。 ・高等産業技術学校や公共職業安定所等の関係機関との連携ができる体制であるか。 ・職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定を受けているか。
訓練環境	10	・訓練を適切に行うことができる施設が確保されているか。 ・パソコン等の訓練設備は十分確保されているか。 ・訓練生の安全衛生に十分配慮されているか。 ・オンライン訓練の実施が可能か。
訓練内容 (職業キャリア形成支援)	15	・適切な訓練目標、仕上がり像、就職先、取得目標資格が設定されているか。 ・訓練職種に係る基礎的な知識や技能・技術、ビジネスマナー等を効果的に習得できる内容か。 ・知識や技能・技術等を効果的に高められる実践的な訓練内容であるか。
基礎的な能力養成	10	・仕事や職場の実際、労働条件等の環境、企業が求める人材像が理解できるよう工夫されているか。 ・個々の訓練生に応じた指導やカウンセリングを行える工夫があるか。 ・コミュニケーション能力やビジネスマナーの必要性、意義、効果を理解できるよう工夫されているか。
職場体験	20	・職業キャリア形成支援で習得した知識や技能・技術等の習熟度を効果的に高められる実践的な実習内容であるか。 ・仕事や職場の実際や現実が体感できる工夫があるか。
オーディション	10	・効果的かつ効率的に、訓練生が自己PRを行って面接が受けられる工夫があるか。
就職支援	15	・就職支援に必要な人員配置・体制が確保されているか。 ・希望に応じた求人情報の収集・提供や就職の相談が適切に実施できる体制か。 ・就職支援の方針が立てられ、それに沿った就職支援内容が計画されているか。 ・訓練終了後、未就職者に対して、求人情報提供や就職相談等の支援が適切に行えるか。
事業実績等	5	・過去の実績から、確実に就職に結びつく訓練や就職支援の業務が実施できるノウハウがあるか。
合計	100	

別表 5

審査基準(大型自動車一種運転業務従事者育成コース)

審査項目	配点	審 査 事 項
基本的事項	10	・就職のための実践的な職業能力を開発する職業訓練と就職支援を行うという事業の目的が理解されているか。 ・企業の人材ニーズや求職者の訓練ニーズを的確に反映する工夫があるか。
管理運営体制	10	・適切な指導や就職支援のために必要な人員を配置・確保できているか。 ・専任の管理運営責任者がいるか。 ・高等産業技術学校や公共職業安定所等の関係機関との連携ができる体制であるか。 ・職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定を受けているか。
訓練環境	10	・訓練を適切に行うことができる施設が確保されているか。 ・パソコン等の訓練設備は十分確保されているか。 ・訓練生の安全衛生に十分配慮されているか。 ・オンライン訓練の実施が可能か。
訓練内容	25	・適切な訓練目標、仕上がり像、就職先、取得目標資格が設定されているか。 ・訓練職種に係る基礎的な知識や技能・技術、ビジネスマナー等を効果的に習得できる内容か。 ・知識や技能・技術等を効果的に高められる実践的な訓練内容であるか。 ・仕事や職場の実際や現実が体感できる工夫があるか。
職業意識の涵養・基礎能力の養成等	10	・仕事や職場の実際、労働条件等の当該職種が置かれている環境、企業が求める人材像が理解できるよう工夫されているか。 ・訓練の受講意欲を喚起させる工夫がなされているか。
就職支援	25	・就職支援に必要な人員配置・体制が確保されているか。 ・希望に応じた求人情報の収集・提供や就職の相談が適切に実施できる体制か。 ・就職支援の方針が立てられ、それに沿った就職支援内容が計画されているか。 ・ジョブ・カードを活用したキャリアカウンセリング実施体制が整備されているか。 ・訓練終了後、未就職者に対して、求人情報提供や就職相談等の支援が適切に行えるか。
事業実績等	10	・過去の実績から、確実に就職に結びつく訓練や就職支援の業務が実施できるノウハウがあるか。
合 計	100	

別表 6

審査基準（託児付短時間訓練（子育て女性等の活躍応援事業））

審査項目	配点	審 査 事 項
基本的事項	10	・就職のための実践的な職業能力を開発する職業訓練と就職支援を行うという事業の目的が理解されているか。 ・企業の人材ニーズや求職者の訓練ニーズを的確に反映する工夫があるか。
管理運営体制	10	・適切な指導や就職支援のために必要な人員を配置・確保できているか。 ・専任の管理運営の責任者がいるか。 ・高等産業技術学校や公共職業安定所等の関係機関との連携できる体制であるか。 ・職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定を受けているか。
訓練環境	10	・訓練を適切に行うことができる施設が確保されているか。 ・パソコン等の訓練設備は十分確保されているか。 ・訓練生の安全衛生に十分配慮されているか。 ・オンライン訓練の実施が可能か。
訓練内容	25	・適切な訓練目標、仕上がり像、就職先、取得目標資格が設定されているか。 ・訓練職種に係る基礎的な知識や技能・技術、ビジネスマナー等を効果的に習得できる内容か。 ・知識や技能・技術等を効果的に高められる実践的な訓練内容であるか。
職業意識の涵養・基礎能力の養成等	10	・仕事や職場の実際や労働条件等の当該職種が置かれている環境、企業が求める人材像が理解できるよう工夫されているか。 ・訓練の受講意欲を喚起させる工夫がなされているか。
就職支援	20	・就職支援に必要な人員配置・体制が確保されているか。 ・希望に応じた求人情報の収集・提供や就職の相談が適切に実施できる体制か。 ・就職支援の方針が立てられ、それに沿った就職支援内容が計画されているか。 ・ジョブ・カードを活用したキャリアカウンセリング実施体制が整備されているか。 ・訓練終了後、未就職者に対して、求人情報提供や就職相談等の支援が適切に行えるか。
託児サービス	10	・託児サービスの提供に必要な施設や運営体制が確保されているか。 ・施設外託児サービスを提供する場合は、利用する訓練生の通所のしやすさに配慮しているか。
事業実績等	5	・過去の実績から、確実に就職に結びつく訓練や就職支援の業務が実施できるノウハウがあるか。
合 計	100	

別表 7

審査基準(eラーニング(2～3カ月), eラーニング(デジタル分野特例)(4カ月))

審査項目	配点	審査事項
基本的事項	10	・就職のための実践的な職業能力を開発する職業訓練と就職支援を行うという事業の目的が理解されているか。 ・企業の人材ニーズや求職者の訓練ニーズを的確に反映する工夫があるか。
管理運営体制	10	・適切な指導や就職支援のために必要な人員を配置・確保できているか。 ・専任の管理運営責任者がいるか。 ・高等産業技術学校や公共職業安定所等の関係機関との連携ができる体制であるか。 ・職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定を受けているか。
訓練環境	5	・訓練を適切に行うことができる施設が確保されているか。 ・訓練生の安全衛生に十分配慮されているか。
訓練内容	35	・高い学習効果が期待できる内容か。 ・レベルや目的に応じた多様なコンテンツが用意されているか。 ・適切な訓練目標、仕上がり像、就職先、取得目標資格が設定されているか。 ・知識や技能・技術等を効果的に高められる実践的な訓練内容であるか。
職業意識の涵養・基礎能力の養成等	10	・訓練の受講意欲を喚起させる工夫がなされているか。
就職支援	20	・就職支援に必要な人員配置・体制が確保されているか。 ・希望に応じた求人情報の収集・提供や就職の相談が適切に実施できる体制か。 ・就職支援の方針が立てられ、それに沿った就職支援内容が計画されているか。 ・ジョブ・カードを活用したキャリアカウンセリング実施体制が整備されているか。 ・訓練終了後、未就職者に対して、求人情報提供や就職相談等の支援が適切に行えるか。
事業実績等	10	・過去の実績から、確実に就職に結びつく訓練や就職支援の業務が実施できるノウハウがあるか。
合 計	100	

別表 8

審査基準(高齢求職者スキルアップ・スキルチェンジコース)

審査項目	配点	審 査 事 項
基本的事項	10	・就職のための実践的な職業能力を開発する職業訓練と就職支援を行うという事業の目的が理解されているか。 ・企業の人材ニーズや求職者の訓練ニーズを的確に反映する工夫があるか。
管理運営体制	10	・適切な指導や就職支援のために必要な人員を配置・確保できているか。 ・専任の管理運営責任者がいるか。 ・高等産業技術学校や公共職業安定所等の関係機関との連携ができる体制であるか。 ・職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定を受けているか。
訓練環境	15	・訓練を適切に行うことができる施設が確保されているか。 ・パソコン等の訓練設備は十分確保されているか。 ・訓練生の安全衛生に十分配慮されているか。 ・オンライン訓練の実施が可能か。
訓練内容	25	・適切な訓練目標、仕上がり像、就職先が設定されているか。 ・取得目標資格は、必要最小限のものとされているか。 ・訓練職種に係る基礎的な知識や技能・技術、ビジネスマナー等を効果的に習得できる内容か。 ・知識や技能・技術等を効果的に高められる実践的な訓練内容であるか。 ・受講者の特性に配慮した安全対策が検討されているか。
職業意識の涵養・基礎能力の養成等	10	・仕事や職場の実際、労働条件等の当該職種が置かれている環境、企業が求める人材像が理解できるよう工夫されているか。 ・訓練の受講意欲を喚起させる工夫がなされているか。
就職支援	25	・就職支援に必要な人員配置・体制が確保されているか。 ・希望に応じた求人情報の収集・提供や就職の相談が適切に実施できる体制か。 ・就職支援の方針が立てられ、それに沿った就職支援内容が計画されているか。 ・ジョブ・カードを活用したキャリアカウンセリング実施体制が整備されているか。 ・訓練終了後、未就職者に対して、求人情報提供や就職相談等の支援が適切に行えるか。
事業実績等	5	・過去の実績から、確実に就職に結びつく訓練や就職支援の業務が実施できるノウハウがあるか。
合 計	100	